

春日部市告示第553号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次のとおり定め、告示の日から施行する。

平成23年12月 5日

春日部市長 石川 良三

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く市内の区域を指定する。